

受験番号	
------	--

産業衛生専攻医認定試験にあたっての注意事項

- 1) 試験問題は○×方式の100題です。
- 2) 試験時間は60分です。
- 3) 解答用紙に受験番号を記入してください。
- 4) 試験終了後にこの冊子は回収します。

第 36 回 産業衛生専攻医認定試験

試験問題

2025 年 5 月 17 日

日本産業衛生学会専門医制度委員会

1. 熱中症の早期発見のための体制整備・重篤化を防止するための措置の実施手順の作成・関係作業員への周知が、事業主に義務付けられた。
2. 派遣労働者の特定業務従事者健康診断の実施義務は派遣先事業主にある。
3. じん肺の健康管理手帳の交付要件は、じん肺管理区分が管理 2 又は 3 で、かつ現職者である。
4. 濃度基準値のあるリスクアセスメント対象物に、漏洩事故で大量ばく露した場合は第 3 項健診の実施が必要である。
5. 労働基準法もしくは労働安全衛生法において、深夜業とは、原則午後 10 時～午前 5 時の間の業務を指す。
6. 健康診断実施後の措置として、個人票の「医師の意見」の欄には診断区分の判定を記載しなければならない。
7. B 測定では、単位作業場内で有害物質の発生源等の曝露濃度が最大と考えられる場所を選んで捕集する。
8. 現在努力義務となっている 50 人未満の事業場も、ストレスチェックの実施を義務化する法改正の動きがある。
9. 第 2 管理区分では管理状況が不良のため、直ちに気中有害物の濃度管理を改善し、保護具使用等の措置が必要である。
10. 聴覚保護具を選定する際は、日本産業規格（JIS）T8161-1 に規定する試験方法により測定された遮音値が最も大きいものを選定する。
11. 危険箇所の立入禁止等の措置は同一作業場所の警備員も対象になるが、元方事業者が一括実施すればよい。
12. 酸素欠乏危険場所にて作業に従事する者には、酸素欠乏症、硫化水素中毒の防止に関する特別教育を実施する必要がある。
13. 常時 550 人の労働者を使用しており、かつ法定の有害業務に常時 40 人の労働者が従事している場合、専任の衛生管理者は不要である。
14. 育児・介護休業法改正により、継続して雇用された期間にかかわらず、すべての労働者が介護休暇を利用できるようになった。
15. 衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視しなければならない。
16. 暑熱・寒冷の作業場では、1 か月以内ごとに 1 回作業環境測定を行わなければならない。

17. がん診療連携拠点病院は全国に 450 箇所以上あり、患者・家族に対して就労に関する相談も行っている。
18. 健康診断における精度管理には全国労働衛生団体連合会による総合精度管理事業がある。
19. キシレンの特殊健康診断では、尿中代謝物である馬尿酸を測定する。
20. 業種別のカスタマーハラスメント対策マニュアルが公表されており、職場での指導や勉強会等に活用できる。
21. 使用者の安全配慮義務は、労働基準法に定められている。
22. ストレスチェックを実施した事業所における集団的分析は努力義務である。
23. 中小事業主を含むすべての事業主に対し、職場のパワーハラスメント防止措置が法律で義務付けられている。
24. 第 14 次労働災害防止計画では、運動プログラム導入による中高年齢女性の転倒予防対策を事業者に求めている。
25. ストレスチェックは精神疾患の早期発見を目的とする。
26. 個人事業者等の健康管理のためには、注文者等の注文条件等の配慮も必要である。
27. アルコール飲料に含まれる純アルコール量の計算式は、摂取量(ml)×アルコール濃度(度数/100)である。
28. 専門的人材がない場合の化学物質の簡易的なリスク評価法として、コントロールバンディングがある。
29. 日本健康会議・経済産業省・厚生労働省は連携して、健康スコアリングレポートを健保組合等に提供している。
30. リスクアセスメントの実施は、危険性又は有害性の特定、情報の入手、リスクの見積りの順に行う。
31. 労災保険の二次健康診断等給付制度では、定期健康診断の直近の血圧、血中脂質、血糖、腹囲または BMI の 4 項目すべてに異常所見があると診断された労働者だけが受けることができる。
32. 年次有給休暇は労使協定締結により、年 5 日の範囲内で時間単位での取得が可能となる。

33. 職場における化学物質管理の意識高揚と活動定着のため、化学物質管理強調月間が毎年 2 月に創設された。
34. 建設業、ドライバー、医師等の時間外労働の上限規制の適用猶予は、2025 年 3 月で完了した。
35. 心理的負荷による精神障害の認定基準の改正により、審査の迅速化、請求の容易化を図ることが可能となった。
36. 化学物質管理水準が一定以上と所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、健康診断の規定が適用除外となる。
37. 令和 5 年度から開始の第 10 次粉じん障害防止総合対策では、離職後の健康管理の推進も重点項目に含まれる。
38. 治療と仕事の両立支援のガイドラインの新様式として、労働者自ら勤務情報を提供できる「両立支援カード」ができた。
39. 腰痛発症には心理社会的要因が関与している。
40. 化学物質等の危険性や有害性の分類は、国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」で示されている。
41. 情報機器作業の配置前健康診断として、遠見視力、近見視力、屈折検査、眼位検査、調節機能検査を全員に省略することなく実施する。
42. 令和 5 年の労働安全衛生調査では、現在の仕事や職業生活において強いストレスとなっていると感じる事柄があると答えた労働者の割合は約 70%である。
43. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、本人の同意を得るのが困難なときは、同意なしで個人データを第三者に提供することが許容される。
44. じん肺管理区分は都道府県労働局長が決定する。
45. 石綿健康診断個人票は 30 年間保存しなければならない。
46. 常時 50 人未満の労働者を使用する事業場において、安全衛生委員会の設置義務はないが、30 人以上から安全衛生推進者の選任義務が生じる。
47. 選任する産業医数を規定しているのは労働安全衛生規則第 13 条である。
48. 母性健康管理指導事項連絡カードとは、妊産婦である女性労働者から事業主へ主治医等が行った指導事項の内容を伝えるための文書である。

49. 労災保険二次健康診断の結果、脳血管疾患や心疾患を有すると診断された場合でも特定保健指導は実施される。
50. 災害後の復旧・復興作業では、有害ガス、感染症、石綿粉じん等のばく露防止対策が必要となる。
51. SDS（安全データシート）に記載されている危険・有害性の絵表示のうち、区分 1 よりも区分 5 の方が有害性が高い。
52. 医療機関の院長や法人理事長等は、職員の安全と健康を守るという観点から、産業医業務も担うことが望ましい。
53. 職場の温熱環境は、気温、湿度、気流の 3 つの温熱要素の影響を受けている。
54. 休業 4 日以上之死傷者のうち、60 歳以上の労働者が占める割合は増加傾向であり、令和 5 年で約 3 割である。
55. 労災保険の保険料は、事業主と労働者が折半する。
56. 令和元年以降の定期健康診断の有所見率は 50%を超えている。
57. 雇入時の健康診断で、40 歳未満の対象者は血中脂質検査を省略できる。
58. 常時粉じん作業に従事する労働者は毎年じん肺健康診断を受けなければならない。
59. 労働安全衛生法に基づく健康管理手帳の交付は、対象業務に従事させた事業者が交付申請を行う。
60. 事業主は使用する労働者が業務上の災害を負った場合には、労働安全衛生法に基づく災害補償責任を負うことになる。
61. 1 日 4 時間以上情報機器作業を行い、作業中は常時ディスプレイを注視する必要がある労働者に対して、事業者は情報機器作業健康診断を半年ごとに実施する義務がある。
62. 産業医は衛生委員会に参加できなくても、議事録に押印するなどして確認することが大切である。
63. ベリリウムは慢性曝露により肺がんを起こす危険性があることから、特定化学物質の第 1 類物質に指定されている。
64. 生物学的半減期が短い物質では、ばく露後直ちに試料を採取することが望ましい。

65. 許容濃度は、職場環境において 1 日 8 時間、1 週 40 時間のばく露を受けても大部分の人に影響がないと判断される濃度である。
66. 労使間協定で時間外労働や休日を決め、所轄の労働局長に届け出た場合、その協定を 36（さぶろく）協定という。
67. 作業管理の段階には「リスク低減」「予防促進」「快適化」の 3 つの段階がある。
68. 職場での熱中症の死傷者は平成 29 年までは毎年 400～500 人台だったが、平成 30 年以降は 1000 人超の年もみられる。
69. 健康診断の外部委託や、機関選定のポイントは、各種団体の精度管理事業に参加して良好な成績であること、個人情報管理が信頼できること等が含まれる。
70. 事務所衛生基準規則は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（ビル管理法）の内容をより具体的に示したものである。
71. 派遣業においては、派遣社員数常時 100 人未満の事業場では産業医の選任義務はない。
72. 化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒についての情報の問い合わせ先として、日本中毒情報センターがある。
73. 生物学的モニタリングは、ほとんどすべての物質について分析方法や評価基準が確立している。
74. 社員の感染症発症の報告を受けた際、産業医は保健所に届けなければならない。
75. 硫化水素中毒による事故は、日常生活で立ち入ることがない場所の点検、修理作業で起こることが少ない。
76. 事業場で常時使用している労働者が 25 人の場合では、休養室又は休養所の設置義務はない。
77. 鉛を使用する労働者の健康診断は、特定化学物質障害予防規則により規定されている。
78. 有機溶剤中毒予防規則では局所排気装置の囲い式フードの制御風速は 0.4m/s である。
79. 労働者の健康上の就業適性の考え方においては、健康障害による機能障害を過大評価してはならない。

- 80.放射線業務従事者の受ける実効線量の限界値は1年間につき20mSvである。
- 81.過重労働による脳・心臓疾患の認定基準では、短期間の過重業務の評価期間は発症前およそ3か月とされている。
- 82.ダイオキシンは異性体ごとに毒性の強さが異なっているため、その毒性は、最も毒性の強い異性体の毒性に換算して合計した毒性等量（TEQ）を用いて示す。
- 83.深夜業に従事する労働者は、特殊健康診断の対象者として6ヶ月に1回、定期的に健康診断が必要である。
- 84.学校、病院、事務所、官公庁などでの受動喫煙防止の措置を求めているのは、労働安全衛生法である。
- 85.組織や臓器の実効線量を組織の種類ごとに重みづけし、全組織・臓器の総和をとったものが等価線量である。
- 86.障害者の雇用の促進等に関する法律では、2024年4月から一般の民間企業は2.5%、国・地方公共団体は2.8%の法定雇用率を達成しなければならない。また2026年4月以降も引き上げられる予定である。
- 87.最新の法令改正情報や関連の審議会等の動向、統計情報は、厚生労働省ホームページから入手できる。
- 88.職場の化学物質管理総合サイト「ケミサポ」は、日本作業環境測定協会のホームページで紹介されている。
- 89.局所排気装置は全体換気と比べて、捕集効率、設備コストの両面で優れている。
- 90.職場巡視後の講評では、適切な管理に関して評価することで、良好な管理の継続の動機づけにも繋がり得る。
- 91.振動工具取扱い業務の健康診断は、法的に義務づけられていない行政指導による健康診断である。
- 92.事務職場での巡視では、静的筋疲労を取り除くために、休憩時のストレッチ体操や運動を積極的に勧めるのがよい。
- 93.特殊健康診断後の精密検査に要する費用は、労働者本人が負担すべきものである。

94. 労働者の健康保持増進を図る THP 事業は終了し、高齢化対策としての SHP（シルバーヘルスプラン）に移行した。
95. じん肺健康診断結果の保存期間は 7 年である。
96. 産業医の勧告は、様々な手段を尽くしてもなお理解されない場合のように、限定的に行うべきものである。
97. 治療と仕事の両立支援を行うためには、制度・体制等の整備と共に、相談窓口等の明確化も必要である。
98. 新規化学物質の届出件数は、毎年約 1,000 件前後である。
99. 業務上疾病において、負傷に起因する疾病のうち災害性腰痛は約半数を占める。
100. 特殊健康診断の有所見率は、毎年 5～6%ほどで推移している。